

# 介護事業運営の適正化に関する有識者会議 ヒアリング資料

---

2007年8月24日  
日本労働組合総連合会  
生活福祉局  
局長 小島 茂

---

# 1. 広域的な介護サービス事業者に対する規制の在り方

---

- “指定取消逃れ”を可能とするような法の抜け道は早急に改め、事業譲渡のあり方も含め、国民の納得性を高める法律に見直すべき。
- 指定取消や更新を認めないなどの措置は、透明性あるルールの下で、厳格に行われるべき(法文上の規定や審議会の設置など)。
- 指定・取消権限は、地域の実情に応じた介護保険事業を運営できるようにするためにも、保険者が事業所の指定・取消権限に関与することが望ましい。
- 行政は、継続的な介護サービス提供を確保する観点から、今回の不正行為事例を教訓にして介護保険事業を運営すべき。

## 2. 指定事業者における法令遵守徹底のために必要な措置

---

- 行政は法律を厳格に適用し、指導・監査の徹底をはかるべき。また保険者は、介護給付費適正化事業に積極的に取り組むべき。
- 新規指定・更新時には、事業者に対し、指定取消要件、労働関係法規・通達を十分に周知し、それを遵守するよう指導を徹底すべき。
- 介護サービス情報の公表・報告制度を積極的に活用し、都道府県のチェックを要する「調査項目」に、労働関係法規をはじめとする法令遵守を加えるべき。
- 利用者、被保険者など市民による監視を可能とするような介護保険運営協議会の設置を全保険者に義務づけるべき。

### 3. 事業廃止時における利用者への サービスの確保のために必要な措置

---

- 駐染みの関係にある介護労働者が継続してサービスを提供でき、利用者、介護労働者の双方が不安を抱くことなく毎日を過ごせるよう、早急な雇用確保が重要。
- 事業廃止による、利用者・介護労働者の保護とサービス継続への影響が大きい場合、あるいは離島・僻地の場合は、行政・保険者の責任の下、利用者・介護労働者の保護とサービス継続が確保される仕組みを検討すべき(一時的な公法人化など)。
- 事業を受け継ぐ事業者あるいは公法人は、労働条件を引き下げることなく継承し、労使関係についてもそれを認める者であるべき。

## 4. その他

---

- 介護労働者の雇用・労働条件・職場環境を改善し、定着率を高めることが重要。そのための施策を拡充すべき。
- 社会福祉法にもとづく「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」の実効性を確保すべき。
- 事業者指定、取消要件に労働関係法規の遵守や社会保険加入を追加すべき。
- これまでの介護給付費抑制ありきの施策・介護報酬改定から転換すべき。